

福岡看護大学点検・評価報告書
‘ 2 2 改善報告書

福岡看護大学自己点検・評価委員会
2 0 2 3 年 1 2 月

改善報告書の作成にあたって

本学は、2015年10月に文部科学省に大学設置を申請し、2016年8月31日に文部科学大臣から設置認可書の交付を受け、2017年4月に開学した。「建学の精神」に基づき、看護学部は、教育の目的として「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」を定めている。特色として、「他職種と協調・協働できる実践能力」「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力」「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を掲げ、一人ひとりの尊厳を保ち、その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職を育成することを目指して、教育・研究活動の改善、充実に取り組んでいる。

また、2021年4月に大学院看護学研究科（修士課程）を開設し、学部教育との継続性と専門性に十分配慮した人材養成等教育研究上の目的として「医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践に関する事象を学術的に研究し、その成果を看護実践・看護教育に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材を養成する。」と定め、「看護実践現場を牽引する看護指導者や管理者を目指す人材」「臨床や学校等での看護教育を目指す人材」の育成を目指している。

本学の自己点検・評価活動として、完成年度を迎えた翌年度の2021年度に、開学から4年間にわたる各種委員会の活動実績及び教育・研究、地域貢献や大学運営などの実績を「福岡看護大学の現状と課題 2017年度～2020年度」としてまとめ、課題や今後の展望を明らかにした。

また、同年度に大学基準協会認証評価用として作成した「福岡看護大学 自己点検・評価報告書」において評価基準ごとの点検・評価を行い、本学の特色及び課題を明確にした。

本冊子は、2021年度に認証評価用として作成した点検・評価報告書における点検・評価結果について2022年度以降にどのように対応・改善等されたのかをまとめたものである。

今後、魅力ある大学づくりを目指す上で、本冊子が内部質保証活動の推進に寄与するとともに、教育、研究、管理運営等の改革・改善の一助となれば幸いである。

2023年12月

自己点検・評価委員会
委員長 樗木 晶子

目 次

1. 理念・目的	1-4
2. 内部質保証	5-7
3. 教育研究組織	8-10
4. 教育課程・学修成果	11-14
5. 学生の受け入れ	15-17
6. 教員・教員組織	18-20
7. 学生支援	21-26
8. 教育研究等環境	27-30
9. 社会連携・社会貢献	31-32
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	33-35
(2) 財務	36-37

1. 理念・目的

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【点検評価】

(1) 長所・特色

本学の特徴は、学校法人福岡学園が擁する歯科医師を育成する福岡歯科大学を始め、歯科衛生士を育成する福岡医療短期大学、地域の医療機関としての医科歯科総合病院、口腔医療センターのほか、地域住民への健康支援を行う地域連携センターや介護老人保健施設を擁し、関連施設に特別養護老人施設がある保健・医療・福祉の総合学園としての教育研究資源や実績を活用できることである。

学校法人福岡学園の口腔医学推進の理念は、看護学部の教育目的である「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」に反映され特色ある教育課程を編成している。

本学は2017年4月に開学し、2020年10月には計画履行状況等調査委員会による文部科学省令に基づく設置計画履行状況調査を受けるも指摘事項等付されることなく、2021年3月には完成年度を迎えることができた。大学の設置の趣旨等に記載した事項については、計画的に実施し、設置計画履行状況報告書として大学ホームページに公表している。

2021年4月には、大学院を開設したことから、更なる、地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる高度看護専門職育成に寄与することが期待できる。

また、2017年4月の開学時は、学校法人福岡学園「第三次中期構想」の初学年に当たったことから、本学の将来を見据えて中期構想に掲げる「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」に沿って、本学の事業計画、具体的達成目標を定め、6か月ごとに進捗状況进行评估・改善するPDCAサイクルに則り、各委員会と連携し改善策を講じてきた。

開学時から建学の精神・目的の下に中期構想に基づいて事業計画、達成目標を立案し実行することができた。新設大学で新任教員の集合体であることをチャンスと捉え、FD研修会等を実施し、教育目的の実現に向けて教職員が一丸となって教育内容・方法を共有し教育ができた。開学から完成年度までの4年間に教員の退職者が1名であったことから、教育に取り組む過程を通して、本学教員としての自覚が醸成されたと考えている。

(2) 問題点

完成年度を経てまだ一年目であることから、卒業生を初めて社会に輩出したところである。大学の理念・目的及び学部・研究科の教育目的に沿って看護専門職として人材育成ができたのか、卒業生の育成状況等について実態調査を行ない、継続的評価及び改善・向上が必要である。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、授業形態の変更、臨地実習の制限、部活動や課外活動の制限等により大学生活は一変し、学生への影響を考えた対応策の評価を含め教育研究上の目的等達成状況を可視化し改善する必要がある。

(3) 全体のまとめ

大学の理念・目的は、建学の精神として、「学則」第1条 目的使命として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている。建学の精神に基づいて教育理念を適切に設定し、看護学部の目的を踏まえ、看護学研究科の教育研究上の目的を定めている。看護学部及び看護学研究科の養成する人材像、教育研究上の目的については、教育目標を達成するために3つのポリシー（アドミッションポリシー：入学者受入れ方針、カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施方針、ディプロマポリシー：学位授与方針）をそれぞれ定めており、大学のホームページ等、様々な媒体を通じて、教職員、学生及び社会に対して広く公表している。

第三次中期構想については、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、看護学部、看護学研究科の事業計画を定めている。本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容であり、大学としての将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定し概ね適切に運営されている。

‘22 対応・改善状況

① 長所・特色

本学の特徴は、学校法人福岡学園が擁する歯科医師を育成する福岡歯科大学を始め、歯科衛生士を育成する福岡医療短期大学、地域の医療機関としての医科歯科総合病院、口腔医療センターのほか、地域住民への健康支援を行う地域連携センターや介護老人保健施設を擁し、関連施設に特別養護老人施設がある保健・医療・福祉の総合学園としての教育研究資源や実績を活用できることである。

福岡看護大学の理念・目的は、建学の精神として、「学則」第1条 目的使命として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献す

るとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている。学校法人福岡学園の口腔医学推進の理念は、看護学部の教育目的である「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する。」に反映され特色ある教育課程を編成している。これらについては、福岡看護大学学則に明示した上で、学生便覧や大学ホームページに公表している。

本学は2017年4月に開学し、2020年10月には計画履行状況等調査委員会による文部科学省令に基づく設置計画履行状況調査を受けるも指摘事項等付されることなく、2021年3月には完成年度を迎えることができた。さらに、2021年4月には大学院を開設し、その研究科の人材養成等教育研究上の目的として「医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践に関する事象を学術的に研究し、その成果を看護実践・看護教育に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材を養成する。」と定め、「看護実践現場を牽引する看護指導者や管理者を目指す人材」「臨床や学校等での看護教育を目指す人材」と定めている。2023年3月には5名の1期生を修了生として輩出できた。これにより、更に地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる高度看護専門職育成に寄与できると考えている。大学の設置の趣旨等に記載した事項については、計画的に実施し、設置計画履行状況報告書として大学ホームページに公表している。

また、2017年4月の開学時は、学校法人福岡学園「第三次中期構想（2017～2022）」の初年度に当たったことから、本学の将来を見据えて中期構想に掲げる「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」に沿って、本学の事業計画、具体的達成目標を定め、6か月ごとに進捗状況の評価・改善するPDCAサイクルに則り、各委員会と連携し改善策を講じてきた。これを受け、2022年度の終わりに第四次中期構想を策定し、2023年度より運用する。

② 問題点

本学学部および大学院の理念・目的は適正に定められており、公表・周知も行っており、中長期的な運用も行っており、大学基準協会からの評価でも、特に問題点は挙げられていなかった。しかしながら、学部は完成年度を経てまだ2年目であり、3期生まで卒業生を社会に輩出したところである。大学院は完成年度を迎え、1期生を輩出したところである。大学の理念・目的及び学部・研究科の教育目的に沿って看護専門職として人材育成ができているか、については卒業生の育成状況等について実態調査を行なうなど、内部質保証に則り評価を開始しており今後継続して実施できると考える。

③ 全体まとめ

大学の理念・目的は、建学の精神として、「学則」第1条 目的使命として、「教育基本

法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている。建学の精神に基づいて教育理念を適切に設定し、看護学部の目的を踏まえ、看護学研究科の教育研究上の目的を定めている。看護学部及び看護学研究科の養成する人材像、教育研究上の目的については、教育目標を達成するために3つのポリシー（アドミッションポリシー：入学者受入れ方針、カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施方針、ディプロマポリシー：学位授与方針）をそれぞれ定めており、大学のホームページ等、様々な媒体を通じて、教職員、学生及び社会に対して広く公表している。

2017年度から2022年度までの第三次中期構想については、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師、看護師、保健師、歯科衛生士、介護福祉士を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、看護学部、看護学研究科の事業計画を定め運用し、引き続き2023年度より新たな第四次中期構想を策定し運用予定である。本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容であり、大学としての将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定し概ね適切に運営されている。

2. 内部質保証

【点検評価項目】

- ①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検評価】

(1)長所・特色

ディプロマ・ポリシーに基づく大学教育の特色に関連して、第三次中期構想の目的に基づく年度計画を通して、口腔を起点とした全身への健康支援、人々の well-being を支援する看護等の看護教育活動と学修成果のモニタリングを継続して実施している。このことは大学基準協会の点検・評価項目に加えて、本学の中期計画や事業計画に関する指標を用いて行うため、教育上で特徴的な取り組みや顕著な成果について、自己点検・評価することが特色として考えられる。

また、看護大学としての更なる質保証の向上を目指している。そのため、一般財団法人日本看護学教育評価機構の発足前から事前説明会に参加し、発足と同時に会員校となり、看護の分野別評価を受審する計画を立案中である。大学としての内部質保証と同時に、看護系大学としての教育の向上を目指して、改善活動に取り組んでいる点が特色であると考えている。

(2)問題点

2021年度から導入した新しい内部質保証システムの有効性、具体的な改善点については、今回の自己点検・評価活動及び外部評価結果をもとに検証しなければならない。

2021年度から新設した教育支援・教学 IR 室と連携しながら、入学者選抜方法別に入学後の成績を追跡した学修成果の分析、それに基づく入学者選抜方法の検討などの点検・評価の客観性・妥当性について高める必要があると考えている。同時に、内部質保証システムの有効性の検証、自己点検・評価を実施する評価者としての資質・能力の向上及び点検評価における客観性、妥当性の確保が課題である。

合わせて、中期構想に基づき教育研究組織の整備について検討し、内部質保証の PDCA サイクルをよりの確に機能させていくことが課題である。

(3)全体のまとめ

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学 IR 室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。

また、自発的な教育の質の向上・推進を大学の組織文化として醸成することとしている。

大学完成年度を迎えた 2021 年度より、内部質保証推進の責任主体を自己点検・評価委員会とし、点検・評価の実務・報告書等の原案作成は FD・自己点検・評価推進委員会が担う体制をスタートさせた（図 1、図 2）。自己点検・評価委員会が本学の教育における理念・目的の達成状況について継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに、「内部質保証の方針、体制及び手続き」に基づいて教授会、研究科委員会、教育支援・教学 IR 室との連携を踏まえ、同会議の議長（学長）の指示のもと担当委員会、担当事務課が改革・改善のための方策を立案・実施する PDCA サイクルを機能させることで、本学の教育研究の質を保証し向上させる体制となる。

内部質保証の中核となる推進組織を自己点検・評価委員会と FD・自己点検・評価推進委員会とし、関係委員会・部署と連携しながら、課題を抽出して改善策を策定・実施する体制とメンバー構成を整備したことにより、全学的な PDCA サイクルが適切に機能し始めたと判断している。

また、2021 年度から、他にもいくつかの委員会の組織構造を変更した。こうした改革によって、学部・研究科の教育活動の状況を常に把握し、学長のリーダーシップの下、その意思決定が直ちに各委員会等へ周知・実行される仕組みが整えられ、「内部質保証の方針、体制及び手続き」に基づいて PDCA サイクルがより有効に機能する体制が構築されたと判断している。

本学の内部質保証システムは、完成年度後、ようやく内部質保証サイクルを生かし、大学の事業計画に基づく具体的な手続の実施によって機能し始めたところである。今後は、より有効に機能する内部質保証システムの改善・向上を目指し、有機的な連携を円滑に進めていく。

‘22 対応・改善状況

① 長所・特色

ディプロマ・ポリシーに基づく大学教育の特色に関連して、第三次中期構想の目的に基づく年度計画を通して、口腔を起点とした全身への健康支援、人々の well-being を支援する看護等の看護教育活動と学修成果のモニタリングを継続して実施している。このことは大学基準協会の点検・評価項目に加えて、本学の中期計画や事業計画に関する指標を用いて行うため、教育上で特徴的な取り組みや顕著な成果について、自己点検・評価することが特色として考えられる。

また、看護大学としての更なる質保証の向上を目指している。そのため、一般財団法人日本看護学教育評価機構の発足前から事前説明会に参加し、発足と同時に会員校となり、看護の分野別評価を受審する計画を立案中である。大学としての内部質保証と同時に、看護系大学としての教育の向上を目指して、改善活動に取り組んでいる点が特色であると考えている。

② 問題点

大学基準協会からの指摘事項としては、①「自己点検・評価委員会」「FD・自己点

検・評価推進委員会」や各種委員会における点検・評価に係る審議内容、審議結果に基づく改善指示、各組織の改善・向上の取り組みに至る経緯等が議事録等に残されていないこと、特に、「FD・自己点検・評価推進委員会」が行ったファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動への点検・評価の実施状況やプロセスも議事録等に残されていないことから、内部質保証のプロセスが不明瞭である、②教授会も内部質保証に責任を負うとしており、「自己点検・評価委員会」と教授会の内部質保証に係る権限や役割分担が不明確であるため、各種会議体が内部質保証において果たす役割等を明らかにすること、③第三者が検証可能なかたちで内部質保証システムを運用するよう改善する、との3点の指摘を受けていた。

①②に関して、2023年度に自己点検評価の運営に関する組織改編を行うことになっており、報告のルート等も明示した図を作成予定である。③に関しては、2023年度に外部評価委員会が発足する予定としており、改善が期待できる。

本学としても、④評価機構への報告の時点で新設の組織であった教育支援・教学IR室との連携で行う内部評価の仕組みの検証や、⑤完成年度後間もない大学であるため内部質保証システムの検証、⑥内部評価を行うにあたって、評価者としての能力の向上の3点を挙げていたが、上述の通り自己点検評価の運営に関する組織改編を行う際に④教育支援・教学IR室の位置づけの明確化を行いながら⑤システムの検証も行う予定である。⑥についても、2023年度以降教員が研鑽を積むための情報や機会を適宜提供する予定である。

③ 全体まとめ

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学IR室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進してきた。大学完成年度を迎えた2021年度からは、内部質保証推進の責任主体を自己点検・評価委員会とし、点検・評価の実務・報告書等の原案作成はFD・自己点検・評価推進委員会が担う体制をスタートさせた。「内部質保証の方針、体制及び手続き」に基づいて教授会、研究科委員会、教育支援・教学IR室との連携を踏まえ、同会議の議長（学長）の指示のもと担当委員会、担当事務課が改革・改善のための方策を立案・実施するPDCAサイクルを機能させるというものであった。

しかし、「内部質保証のプロセスが不明瞭」「自己点検・評価委員会」と教授会の内部質保証に係る権限や役割分担が不明確」という大学基準協会からの指摘を受け、2022年度に学内で十分な議論を行い、2023年度より組織改編を行って適切な責任を負う内部質保証の全学的な体制を構築することを決定した。この2023年度からの新体制で、その方針・手続きを明示し、そのシステムの有効性や適切性を検証するなど、本基準の点検評価を踏まえて運用する予定である。また大学基準協会からは、「第三者が検証可能なかたちで内部質保証システムを運用する」よう改善が求められたため、2023年度に外部評価委員会を発足させる予定としており、大学基準協会からの指摘に関してはいずれも改善が期待できる。

本学としても、内部評価を行うにあたって、質保証評価者としての能力向上の必要性を掲げ、これまでも、研修会への積極的な参加を促してきたが、2023年度以降も教員が研鑽を積むための情報や機会を適宜提供する予定である。

3. 教育研究組織

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の特徴は、福岡学園が擁する福岡歯科大学、福岡医療短期大学に次ぐ3番目の大学として、福岡学園が保有する様々な教育研究資源を活用できることである。即ち、本学は単科大学であるが、福岡学園としてのソフト・ハードの両面で総合的な連携が可能である。

さらに、医師、歯科医師、歯科衛生士、検査技師、放射線技師など他職種との交流が図りやすい環境も教育研究上、大きな利点となる。生活習慣病発症予防における口腔医学の重要性をふまえて、医科と歯科の連携とともに、歯科衛生士などを含む多職種の緊密な連携が可能である。「口腔の健康支援のための看護」をブランドとして掲げ、口腔から全身の健康と well-being を推進する特色ある看護大学である。研究面においても口腔保健の推進などをテーマとして、科学研究費取得率（継続を含む）は全教員が揃った2018年度30.0%、2019年度43.3%、2020年度60%、2021年度74.2%まで上昇してきた（資料3-25）。今後ますます増えていく生活習慣病、超高齢社会の進展に対応できる重要な切り口として、福岡歯科大学が推進する口腔医学とともに口腔健康支援の看護教育をバランスよく看護教育に配置している本学は我が国においてもユニークな看護大学として期待される。

(2) 問題点

福岡学園に属する単科大学として福岡学園内の様々な資源を利用できる利点がある一方、独立した単科大学組織であるために、多くの委員会があり、様々な委員会活動や事務作業が多く、教員の研究に従事できる時間が十分に確保できない現状がある。研究面では、科学研究費の取得率も高まってきており、いかにその成果を発信してゆくかが、今後は問われてくる。

また、完成年度を経て一年目となり、教員の異動もみられた。大学院を擁する教育研究組織として十分な教育研究活動を担保できる教員の質と数の確保もこれからの課題である。若手教員の育成も重要な課題であり、本年度より開設した研究科が果たす役割が期待される。

また、福岡歯科大学医科歯科総合病院だけでは全看護学生の臨地実習を行えないこと、福岡県内の看護大学増加のために実習施設の不足が慢性的に見られることも問題点である。教育のIT化やシミュレーション教育の導入なども検討し、実践教育（参加型臨地実習）の充実を図る必要がある。

大学院教育においてより一層の多職種連携教育を推進し、本学の教育研究資源を有効に活用した教育研究組織への改編も必要となってくる。

(3) 全体のまとめ

学校法人福岡学園という福岡歯科大学、医科歯科総合病院、福岡医療短期大学、介護老人施設、特別養護老人ホーム、保育園を擁する医療・保健・福祉の総合学園の中で、本学は単科大学として2017年4月に開設され、2021年3月で完成年度を迎えた。今後も建学の精神と中期構想を実現するために教育研究組織の改編や充実を図り、組織の硬直化を防ぎ柔軟な対応が必要である。

我が国が抱えている少子超高齢社会における疾病構造の変化や社会の要請が変わってゆく中で、今後も安定的な教育研究体制を維持するためには、より一層、福岡学園内での連携を深め、教育・研究・事務組織も含めて、三大学の共通部分の共有化、省力化を視野に入れた学園全体として効率の良い発展を図らねばならない。

福岡学園という複合組織の中での単科大学としての迅速な意思決定や動きの良さを確保しつつ各施設が有機的な連携をとっていくことが発展の鍵となる。

以上のように、本学の教育研究組織に関する取り組みは大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現するために概ね適切に運営されていると考える。

‘22対応・改善状況

① 長所・特色

2017年に開学した看護系単科大学である本学は、その理念・目的を達するのに十分な学部組織を備え、2021年には大学院看護学研究科を開設した。

本学の特色は、福岡学園が擁する福岡歯科大学、福岡医療短期大学に次ぐ3番目の大学として、その様々な教育研究資源を活用し、ソフト・ハードの両面で総合的な連携が可能である。まず、医師、歯科医師、歯科衛生士、検査技師、放射線技師など他職種との交流が図りやすい環境も教育研究上、大きな利点となる。生活習慣病発症予防における口腔医学の重要性をふまえて、多職種の緊密な連携を行い「口腔の健康支援のための看護」をブランドとして掲げ、口腔から全身の健康とwell-beingを推進する特色ある研究や教育実践が可能である。

特に研究面では口腔保健の推進などをテーマとして、科学研究費取得率（継続を含む）は2018年度30.0%、2019年度43.3%、2020年度60%、2021年度74.2%まで上昇し、2022年度も67.8%を保持している。今後ますます増えていく生活習慣病、超高齢社会の進展に対応できる重要な切り口として、福岡歯科大学が推進する口腔医学とともに口腔健康支援の看護教育をバランスよく配置している本学は我が国においてもユニークな存在として期待されている。

② 問題点

大学基準協会からの「教育研究組織に関する点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる」との指摘事項に対しては、2023年度より教授会や各委員会の議事録様式を工夫することとなったため、プロセスや経緯の記録の適切性が向上すると考える。また基準2に示したように、自己点検評価のシステムを改善することもこ

の指摘事項の改善につながると考える。

本学としても、①研究活動推進のために、教員の委員会運営にかかる負担の軽減が必要であること、②研究結果発信や公表のための仕組みづくり、③教員の質と数の確保、④若手研究者の育成、⑤大学院教育における多職種連携教育の推進を挙げていた。①②④に関しては2022年度にその必要性が議論されるとともに、2023年度からの組織改編に活かされ、委員会活動等負担軽減や、研究推進室の編成などが決定した。2023年からの具体的な運用によって、問題の解決が見込まれ、研究の更なる活発化が期待できる。

③教員の質と数の確保に関しては、質の高い看護系大学教員の確保は全国的に困難な状況が続いており、本学も退職者の補充について、規定に則り適切な時期に募集を行い確保に努めていた。しかし、2022年度には完成年度を迎えた大学院の設置計画履行状況等調査の結果、専任教員の十分な補充がなされていないとの指摘があり2023年度に向けてこれを補うための補充を行い、教員審査を受審予定である。また、FD活動を通して、在籍している教員の研究力の向上に努め、今後も継続予定である。⑤の大学院教育に関しては、2023年度より学士取得済みの歯科衛生士が入学することとなっており、課題解決が予想される。

③ 全体まとめ

学校法人福岡学園という福岡歯科大学、医科歯科総合病院、福岡医療短期大学、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、保育園を擁する医療・保健・福祉の総合学園の中で、本学は単科大学として2017年4月に開設、2021年3月に完成年度を迎えた。更に2021年度には大学院看護学研究科を開設し、看護系単科大学として順調に発展を遂げた。2022年度に大学院は完成年度を迎えたが、設置計画履行状況等調査の結果、専任教員の十分な補充がなされていないとの指摘があり2023年度に向けてこれを補うための補充を行い、教員審査を受審予定である。質の高い看護系大学教員の確保は全国的に困難な状況が続いており、今後も本学にとっては重要な課題となると考える。また今後も建学の精神と中期構想を実現するために教育研究組織の改編や充実を図り、組織の硬直化を防ぎ柔軟な対応が必要である。

大学基準協会からの指摘事項に対しては、2023年度からの議事録様式の工夫や自己点検評価のシステムの見直しにより、改善へとつながる見込みである。また、研究活動に関しては2022年度の議論を基に、2023年度からの組織改編や委員会活動等負担軽減、研究推進室の編成などが決定しており、2023年からの具体的な運用によって、活動の活発化が見込まれる。

4. 教育課程・学習成果

【点検評価項目】

- ①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】

(1)長所・特色

看護学部及び看護学研究科では、教育課程の編成・実施の方針を定め、公表すると共に、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。また、成績評価、単位認定及び学位授与は、学生への周知とともに、認定及び授与が適切に行われているといえる。

看護学部では、学生の動向を把握しながら、看護実践能力の育成に向けた主体的な学習の活性化に向けて、教育の意図を示しながらシミュレーションを取り入れた演習の工夫やポートフォリオを活用した授業を展開している。その成果については、学生の授業評価とともに実習施設からの評価も取り入れながら、求められる看護職のニーズの把握や実習環境の調整を図っていることは、変化する社会のニーズに即した人材育成につながることを期待される。また、学生の修学困難なケースに対応するために柔軟な履修計画が可能としていることは、学生の心身の負担を軽減する効果が期待される。

資格獲得に向けた看護師、保健師の国家試験合格を目指した学習支援については、国家試験小委員会を中心に 2020 年度の対策に関する評価をもとに、改善した支援方法を検討するなどの PDCA サイクルにおいて検討している。

看護学研究科は、2021年4月に開学したばかりであるが、社会人入学生の背景を踏まえ、履修しやすい環境づくりに配慮している。また、学生による授業評価を実施しており、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を実践している。

以上のことから、看護学部及び看護学研究科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、その目標達成に向けた教育と自己点検・評価は実施していることが特色である。

(2)問題点

専門的職業人の育成として、保健師国家試験合格率は 100%であるが、看護師国家試験合格率は 100%を満たしていない。教育課程編成・実施の方針の達成度の評価の一つとして、看護師の輩出を 100%達成できるための対策の工夫が求められる。また、退学者の退学理由については、進路変更と学力低迷が 23%と同数であるが、総数に占める割合で 27%と最

も多いのは、病気療養（ほとんどがメンタル不調と考えられる）となっている。（資料 4-46）。したがって、成績不振者対策とメンタル対策を並行して実施することが課題である。

(3) 全体のまとめ

看護学部・看護学研究科の学位ごとに学位授与方針とその関連を明示した教育課程編成・実施の方針について定め、ホームページ等で公表するとともに各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。また、看護実践能力の育成に向けた、学生の主体的な学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているが、COVID-19の影響も考慮しながら、学生の動向に対応できる履修方法と学習支援については継続的な検討を要する。

看護学部及び看護学研究科において、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行っているが、学位授与方針に明示した学生の学習成果について、適切な評価方法の確立については不完全さを残す。したがって、今後の課題は、全学内部質保証推進組織等の関わりについての具体的なシステムを構築し、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための指標や方法について明確にすることである。

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価は行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みは、委員会等を中心とした取り組みとして行ってきた。今後は、全学的な内部質保証システムに基づいた委員会相互の役割関係性を明確にし、経年的な計画立案に基づいた点検・評価をもとに改善・向上に向けた取り組みができるよう継続的に検討を行っていく必要がある。

以上のことから、教育課程・学習成果については、大学基準に照らして良好な状態であると判断している。

‘22対応・改善状況

① 長所・特色

本学は、看護学部及び看護学研究科ともに、学位授与方針、教育課程の編成・実施の方針を定め、公表しており、学位課程にふさわしい授業科目を体系的に編成している。また、成績評価、単位認定及び学位授与は、学生へも周知され、適切に行っている。

看護学部では、学生個々の成長を把握しながら、主体的な学習の活性化に向けたアクティブラーニングやシミュレーションを取り入れた演習の工夫、IT機器を活用した演習の導入、ポートフォリオを活用した授業を展開している。学習成果の把握及び評価としては、ディプロマポリシーの評価として最終学年時にディプロマサプリメントによって客観的な結果を示している。

資格獲得に向けた看護師、保健師の国家試験合格を目指した学習支援については、学生キャリア支援委員会を中心に、積み重ねてきた国家試験対策プログラムを、PDCAサイクルにおいて毎年度評価しており、内容は適切であり充実しているといえる。

また、修学困難なケースに対応するために柔軟な履修計画を可能としており、合理的配慮のシステム化とともに、学生の心身の負担を軽減する取り組みを実施している。

2021年4月に開学した看護学研究科は、2021年5名、2022年7名、2023年5名と、毎

年度入学定員を満たしており、2022年度は初めての修了生を5名輩出した。修了生は、看護大学教員、臨床看護師、臨床看護師長、行政保健師と、いずれも本研究科の目指す看護教育および実践を担う責任ある役割を果たしている。本研究科は、社会人入学生においても履修しやすい環境づくりに配慮しており、2022年度以降は、大学院設置基準第14条に基づく昼夜開講制（14条特例措置）を実施しているため、大学院生の履修状況は良好であり、すべての学生が留年することなく順調に単位を取得できている。

看護学研究科においても全ての科目の学生による授業評価を実施しており、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を実践している。

以上、看護学部及び看護学研究科ともに、教育課程編成・実施の方針に基づき、その目標達成に向けた教育を学生個々の成長に合わせて実施している点が本学の長所であり、その自己点検・評価は確実に行われていると考える。

②問題点

1. 看護学研究科

1) 看護学研究科の教育課程の編成・実施方針

今回、大学基準協会より、大学院看護学研究科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、「教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる」との指摘を受けたため、「教育課程の実施に関する基本的な考え方」を、各科目群の説明の前に加えて、「看護実践現場を牽引する看護教育者や看護管理者を目指すための基盤となる「看護基盤科目」、科学的かつ高い専門的能力を養成する「看護統合科目」、多様で質の高い看護能力の醸成を目指す「看護領域科目」、および看護実践を普遍化・一般化する根拠となる研究力を養い看護・医療の本質を支える「看護研究科目」の4つの科目区分により教育課程を編成する。」と記載するように修正する予定である。

2) 学習評価

看護学研究科では、定期試験、ルーブリック評価、欠席率、研究計画書、研究中間発表、口頭試問等を通じて学習成果を測定している。ただし、これらの測定方法と学位授与方針に示した学習成果の連関が不明瞭であるため、改善が求められていた。大学基準協会からのご指摘を鑑み、本学大学院の学位授与方針を基盤とした一貫性のある評価について見直している。

2. 学部

1) シラバスに明示している準備学習の時間

学生が実施するには現実的ではない記載となっていたため、シラバス上の準備学習の時間を見なおし、現実的な時間設定に修正して作成する予定である。

2) 点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯

大学基準協会より、「点検評価結果を分析のうえ、分析結果を教員へ共有して、次年度に向けた授業改善を行っているプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。」との指摘があったことに対して、前期、後期に実施される授業評価及び、毎年度実施されるシラバスの第3者チェックによって評価分析され、教員へのフィードバックを行っていることについて、「授業アンケートのフィードバック」としてプロセスを成文化するよう取り組んでいる。

3) 入学前教育

本学が現在実施している入学前教育をより充実させる取り組みとして、高校との連携の中で学習プログラムを計画中である。

4) 保健師・看護師国家試験

国家試験合格を目指した学習支援については、学生キャリア支援委員会を中心に、積み重ねてきた国家試験対策プログラムを、PDCA サイクルにおいて実施、評価していく。

5) 修学困難なケース対応

修学困難学生への対応としては、柔軟な履修計画を可能としており、合理的配慮を保健管理センターの協力を得てシステム化し、学生の心身の負担を軽減する取り組みを実施する計画である。

6) 再履修学生への対応（成文化）

前年度の授業が不合格になり、次年度の時間割で当該科目と別の科目の時間割が重複した場合でも、授業動画の活用等により、前年度で不合格となった授業を1科目に限って履修できる仕組みを導入するなど学習環境の充実を図っている。この取り組みは試行運用の段階であるが規定を設け成文化している。

7) 学習成果の把握及び評価

開学時の2017年～2020年まではFD委員会、2021年度はFD・自己点検・自己評価推進委員会が中心となり、授業評価および担当教員のリフレクションによって教育活動の改善を図っていたが、同2021年4月からは、学位授与方針に明示した学修成果の把握及び評価の分析は、教育支援・教学IR室が実施している。これらの分析結果は、教務委員会がPDCAサイクルに基づいて教育活動の改善に活用する予定である。

8) 学生の学習成果の適切な評価方法の確立

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための指標や方法について明確にすることが課題であったが、学位授与方針（DP）と学習成果が関連したディプロマサプレメントを作成したことによって、学習成果とDPとの関連性は明確化されている（前述）。

③ 全体まとめ

看護学部では、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しており、教育課程を体系的に編成している。学生の学習を活性化させるため、効果的に教育を行い、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

大学基準協会からの指摘として唯一、看護学研究科の教育課程に関して、「教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。」との指摘があったため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に、「実施に関する基本的な考え方」を追記・修正している。

看護学研究科は、2021年4月に開学したばかりであるが、社会人入学生の背景を踏まえ、履修しやすい環境づくりに配慮し、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を実践している。

以上のことから、看護学部及び看護学研究科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、その目標達成に向けた教育と自己点検・評価は実施していると考えられる。

5. 学生の受け入れ

【点検評価項目】

- ①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価項目】

(1)長所・特色

本学の長所・特色は、受け入れ方針に沿った学生を迎えるために、大学ブランドがあることである。この大学ブランドとは、模擬実習型シミュレーション教育、グローバル社会に向けた学習の機会、大学で執筆したテキストを基に教える口腔を起点とした全身の健康支援学習等、高い教育を提供できる点である。

模擬実習型シミュレーション教育は、臨地実習での学習効果を高めるために、模擬患者による実践的なシミュレーション方法を活用している。臨地実習前に、臨床さながらの模擬実習で課題に取り組む。「うまくできなかったこと」は「どうすべきだったのか」等、課題と対策を学生が話し合いながら、臨地実習へとつなげていくことで高い学修効果が得られる。講義から模擬実習型シミュレーション、臨地実習という流れを繰り返すことで、医療現場における判断力と技術力を養っていくことができる。

グローバル社会に向けた学習の機会として、2018年度にオーストラリアのモナッシュ大学における海外研修（学生12名参加）を行った。今後、イギリスのリバプール大学との国際交流を予定している。

本学は、福岡歯科大学、福岡医療短期大学、本学を含む3大学の共同組織である口腔医学研究センターに代表されるように、学校法人全体として口腔医療に対する教育・研究を推進させる環境が整っている。このような環境下で、あらゆる対象者の口腔を起点とした全身の健康支援学習、口腔に対する看護実践の質の向上を目指す教育ができる。

また、本学における看護学部独自の経済的支援として、授業料免除を行う特待生制度、奨学金の貸与を行う看護職育成奨学金制度があることも特色である。

(2)問題点

看護学部においては、少子化の加速による志願者数の減少とともに、看護系大学の更なる設置によって志願者数の減少が予測される。入学者確保に向け広報活動や入学試験方法など学生募集の見直しを行い、大学のブランド力向上に向けた取り組みが必要である。また、学生受け入れを維持するためには、看護学部における教育の質を担保する必要がある。現在、国家試験合格率、就職・進学率などの状況から、適切に担保できていると考えられる。今後、さらに教育力や研究力向上、学生支援の強化、国家試験合格率の向上、就職・

進学支援を行い、卒後支援までの体制整備を検討することが必要であると考えている。

看護学研究科においては、入学した大学院生の教育の質を担保し、養成する人材に掲げている通り修了後はリーダーシップを発揮し、保健・医療・福祉の中で活躍できる人材となるように育成を行うことが必要である。

(3) 全体のまとめ

本学は、「卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定めた。看護学部、看護学研究科では、入学者に求める能力や資質について、学力試験、小論文、面接といった入学資格及び選抜方法を適切に公表してきた。

学生募集及び入学者選抜の制度、運営体制を学則に定め、入学者選抜を公正に実施している。看護学部の入学者数比率 1.01～1.19 及び在籍学生数比率 1.04～1.19、看護学研究科が在籍学生数比率 1.00 のため、入学定員及び収容定員は適切な設定と考えられ在籍学生数の管理も適正である。

学生の受け入れについては、入学試験委員会及び研究科運営委員会において定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、本学の学生受け入れについては、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、適切であると判断できる。

‘22 対応・改善状況

① 長所・特色

2017 年の大学開学、および 2021 年の大学院開設以来、それぞれ学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確に定め、公表するとともに、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、公正に実施してきた。また、これまで適切に定員確保し管理も行っている。

本学の教育・研究上の長所・特色は、充実した看護学教育設備を擁するコアコンピテンシーを備えた看護学士育成可能な施設を基盤として、コロナ禍においても感染拡大防止を考慮した教育を実施している。また、模擬実習型シミュレーション教育、口腔を起点とした全身の健康支援学習のような、カリキュラム運用上の工夫に加え、グローバル社会に向けた国際性豊かな看護学士育成研修の機会等の合わせた高い教育を提供できる点である。また、福岡歯科大学、福岡医療短期大学との共同組織である口腔医学研究センターなど、学校法人全体として口腔医療研究推進が整備され、口腔に対する看護実践の質の向上を目指す研究体制が整いやすいことも長所・特色と言える。

看護学部では 2022 年度に、高大連携プログラムとして福岡市内の筑紫女学園高等学校と協定を締結し、看護学の演習授業に同校生徒が参加し、本学学生と交流することで、これらの強みを効果的に伝える取り組みを開始した。看護学研究科では、このような研究体制を踏まえ、2023 年度より、学士相当の能力のある歯科衛生士の入学者の受入れを開始した。

また、本学における看護学部独自の経済的支援として、授業料免除を行う特待生制度、

奨学金の貸与を行う看護職育成奨学金制度があることも特色である。

② 問題点

看護学部においては、少子化の加速による志願者数の減少とともに、近隣の看護系大学の更なる設置によって志願者数の減少が予測される。学生受け入れを維持するためには、看護学部における教育の質を担保がまず肝要であるが、現在、国家試験合格率、就職・進学率などの状況より適切な運営ができていると認識する。しかし、今後の志願者減少の影響を考慮すれば、さらに教育力や研究力向上、学生支援の強化、国家試験合格率の向上、就職・進学支援を行い、卒後支援までの体制整備を検討することが必要である。

教育の質確保と同時に、入学者確保に向け効果的な広報活動や入学試験方法など、社会情勢の変化に適した学生募集の見直しを行い、大学のブランド力向上に向けた取り組みとその適切な広報が必要である。2020年から2022年まではコロナ禍で十分な広報活動が適わなかったが、2023年度からは高校生やその保護者の意識や社会情勢の変化を的確にとらえた広報戦略も必要となってくると考える。

2021年度に開設の看護学研究科では、「研究科運営委員会」において、学生の受け入れ方針から入学試験までの点検・評価を行っている。その上で、検討結果を研究科委員会に提案し検討した後、理事会の承認を得て学生募集要項等に反映させている。大学基準協会からの意見として、今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれるということであった。

看護学研究科においても、他大学では定員割れが恒常的である。学部同様、入学した大学院生の教育の質を担保し、満足度を維持することや、本学大学院教育の特徴を的確に広報することが必要である。2023年度から開始する歯科衛生士への門戸拡大に関して多様な背景を持つ学生の教育体制の整備とその広報が課題である。

③ 全体まとめ

2017年の大学開学、および2021年の大学院開設以来、それぞれ学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は明確に定め、公表するとともに、学生募集及び入学者選抜の制度整備の下、学力試験、小論文、面接といった入学資格及び選抜方法を適切に公表してきた。また、入学者選抜運営体制を適切に整備し、公正に実施し、これまで適切に定員確保してきた。看護学部の入学者数比率 1.01～1.19 及び在籍学生数比率 1.01～1.19、看護学研究科が入学者数比率在籍学生数比率 1.00～1.20（長期履修含む）のため、入学定員及び収容定員は適切な設定と考えられ在籍学生数の管理も適正である。

学生の受け入れについては、入学試験委員会及び研究科運営委員会において定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っており、入学者確保に向け効果的な広報活動や入学試験方法など、少子化加速と近隣の看護系大学新設の社会情勢の変化に適した学生募集の見直しを行い、大学のブランド力向上に向けた取り組みとその適切な広報が必要である。

2021年度に開設の看護学研究科では、基準協会からの意見として、今後は、入学者選抜に関する点検・評価、改善・向上に係る経緯等の明確化の指示を受け、2023年度から委員会運営や議事録改善を予定している。

6. 教員・教員組織

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1)長所・特色

本学の「教育の目的」に基づいた「well-being」を推進する看護職を養成すべく、2017年3月～2021年3月の完成年度を迎えるまでの退職者は1名で、概ね設置計画通りに教員組織を運営している。特に「口腔から全身の健康支援」を実践できる看護職の育成において、歯科医師の准教授を採用し、歯科医師と看護師の共同研究による多くの業績を修め、学生に効果的な教育が可能な教育としての質の向上が図られている。

教員組織の部門については、教授数や科目の専門性を踏まえて部門の再編成がなされており、教員数と共に部門組織の運営が明確になっている。今後、定期的な点検・評価を行っていく基礎作りができた段階である。

FD活動については、計画的に教員に必要とされるテーマで実施されており、研究活動においては、科学研究費補助金の外部資金の獲得が2021年8月現在の保有率74.2%を達成するなど、教員の教育研究活動の質向上に貢献できている。

教員の教育研究成果及び診療・社会貢献活動については、組織的な自己点検から学長・理事長を含めた評価、フィードバック機能が備わっている。

(2)問題点

本学を含めて、福岡県内に看護系大学・学部が14施設開設されていることもあり、複数の実習での運用が余儀なくされている。学生の未熟さと実習施設の医療安全対策の関連から、実習施設からは、実習生5名に1名の教員配置を求められている。これに伴って、十分な教育研究活動ができるための教員組織の適切性については検討する必要がある。また、助手については在籍期間が短く、入れ替わりが多いために、教育研究活動の支援の範囲が狭いことが課題である。助手業務や採用方法等の検討が必要である。

(3)全体のまとめ

2017年4月に看護学部を開設し、2021年4月には看護学研究科を開設し、設置計画に従って教員組織を構築し、教員数を確保するために、退職者の後任人事計画など、規程や

大学設置・学校法人審議会による教員資格審査に基づいて採用・昇任等の実施を適切に行っている。

大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、2021年6月に大学の理念・目的に基づき「福岡看護大学 求める教員像及び教員組織の編制方針」策定し、公表している。これによって、「well-being」を推進する看護職を育成するための教育組織のあり方が明確となった。

教員組織の編制方針に基づき、教員数及び教員組織の適切性については、適切に運営している。

FD活動については、計画的に教員に必要とされるテーマで実施されており、研究活動においては、科学研究費補助金の外部資金の獲得が2021年8月現在の保有率74.2%を達成するなど、教員の教育研究活動の質向上に貢献できている。

以上のことから、教員数・教員組織について、大学基準に照らして総じて良好な状態にあると判断している。

‘22対応・改善状況

① 長所・特色

本学は、概ね設置計画通りの人員で教員組織を運営している。教員組織の部門については、教授数や科目の専門性を踏まえて部門の再編成が適宜なされており、教員数と共に部門組織の運営が明確になっている。今後、客観的なポイント制度導入によって定期的な点検・評価が行われていく計画である。

FD活動については、計画的に教員に必要とされるテーマで実施されており、研究活動においては、科学研究費助成事業の外部資金の獲得が2021年8月現在の保有率74.2%を達成するなど、教員の教育研究活動の質向上に貢献できている。教員の教育研究成果及び診療・社会貢献活動については、組織的な自己点検から学長・理事長を含めた評価、フィードバック機能が備わっている。

② 問題点

1) 教員組織の編成

大学基準協会より、「学部・研究科ごとに教員組織の編制に関する方針を策定することが望まれる。」との意見があり、教員が適正に配置され、その方針を学内で共有することが指摘されていたが、2022年度以降は、人事をポイント制で管理しておりその変動と教員配置について学長がスタッフ会議や学長便りで周知することとしている。

2) 人材の確保と質の向上

本学は、複数の実習施設に教員を配置し臨地実習を実施しているため、特に実習期間中の人材を確保することが課題である。効果的な人員配置と教員教育の充実に取り組む予定である。

3) ファカルティ・ディベロップメント (FD) の点検・評価プロセス明確化

大学基準協会より、「ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるための点検・評価、改善・

向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。」との意見があり、各FD後のアンケート結果のフィードバックの方法については今後明確にし、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていくことが課題である。

4) 外部研究資金の獲得

科研費獲得に至る研究力の向上をめざして、2023年度からは本学独自の科研費関連アドバイザー制度を設け、学園でのブラッシュアップの前に、テーマ設定から申請書作成までの支援をするシステムを構築する予定である。FD研修においては、科研費採択のための研修会を行うなど、積極的に取り組んでいる。

③ 全体まとめ

本学は、大学の理念・目的に基づき、求める教員像や大学全体の教員組織の編制に関する方針を明示したうえで教育研究活動を展開できていると考える。退職、入職に関する人員の配置は、ポイント制によって適切に組織編制しており、全ての教員へ共有できている。教員の募集、採用、昇任等は、「教員選考規程」に基づいて、公正・公平な審査を行い教授会で意見を聴き、大学長が決定し、教授、准教授については理事会での承認を得るなど厳正かつ適切に行えている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動も、組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると考えるが、教員組織の改善・向上に向けた取り組みにつながっているかという点においては課題が残っていると考え、検討の余地がある。

7. 学生支援

【点検評価項目】

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

修学支援に関しては、学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報(学生カルテ、学籍情報、成績情報、出欠情報、履修情報、申し送り事項)を活用できるシステムにより、全教職員が学生の修学状況を継続的に把握・共有できる環境を整備している。

経済的支援は、本学独自の看護職育成奨学金制度を有しており、また、入学予定者及び新入学生に対する入学試験料、入学料及び入学後の授業料減免の特例措置制度等に関わる経済的支援の環境を整備している。

健康管理に関しては、健康管理センターおよび新型コロナ対策室が連携し、健康管理帳(学生管理)、ワクチン情報を含む学生個人別のカルテ(大学管理)、健康管理 Web システムの運用で学生の健康状態をリアルタイムで把握している。健康上の問題がある場合は、学生本人に連絡し近医への受診を促し、早期の対応及び健康管理ができる環境を整備している。

学生が自分のキャリアイメージを持つことができるよう進路目標を明確化し、キャリア支援室と連携し進路に関する情報を適宜確認できる環境を整備している。学生支援の指標となる就職率は 100%、希望する医療施設への就職率は 85%、進学希望者の進学率は 100% と高い割合を維持している。

以上のことから、学生支援(就学支援、生活支援、進路支援)において、COVID-19 の対応・対策の措置を講じていると判断する。

(2) 問題点

成績不振者及び休学や退学希望者の進路変更理由の多くには学業不振が背景にあると思われる。また、休学・退学希望者の多くはメンタル不調での退学が理由として挙げられている。したがって、成績不振者対策とメンタル対策を並行して実施することが課題である。

新型コロナウイルス感染症禍によって、学習・生活環境の変化から心身の不調を訴える学生が多数みられ、現在のチューター教員制度の体制では学生支援が十分とは言えない。今後も各種事象が発生する可能性がある。「危機を未然に防止(リスクマネジメント)」、また、発生した場合に「被害を最小限に食い止めること(危機管理)」の観点から、チューター教員制度における体制の再構築が急務である。

(3) 全体のまとめ

本学では、「建学の精神」及び「第三次中期構想」に基づき、すべての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通して看護専門職者として成長することを目的として、「福岡看護大学 学生支援の方針」を定め、学修支援、生活支援、進路支援等の支援体制に関する方針を明示している。

学生支援体制について、学生支援委員会、学生キャリア委員会、教務委員会、実習委員会、保健管理センター、キャリア支援室、教育支援・教学 IR 室及び新型コロナ対策室、学生・入試課、学務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。この体制の下で、集団・個別の学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他支援を総体的に実施するため、チューター教員制度、健康管理、安全管理対策、危機管理を実施している。

修学支援に関しては、学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報を活用できるシステムにより、全教職員が学生の修学状況を継続的に把握・共有できる環境を整備・運営している。しかし、成績不振者及び休学や退学希望者への支援に関して、更なる分析と支援体制の再構築が必要である。

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制が整備され学生支援は適切に行われており、また、定期的な点検・評価による改善・向上への取り組みも実施されている。

以上のことから、学生支援について、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

‘22 対応・改善状況

① 長所・特色

1. 学修支援

学生部長のもと、学生支援を所管する学生支援委員会、学生キャリア支援委員会、キャリア支援室、保健管理センターが中心となり、教務委員会、実習委員会、社会貢献推進委員会、国際交流推進委員会、教育支援・教学 IR 室及び新型コロナ対策室、事務課学生・入試課、教務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制を整備している。

- 1) 学生の能力に応じた補習教育、補完教育として入学前教育(サキドリプログラム)、入学直後(社会生活に役立つスキル、GPA アカデミック)の実施。
- 2) 学生個別の受講結果および入試情報を加えフィードバックすることにより、チューター教員による学生の個人指導に活用している。
- 3) プレイスメントテスト結果に基づいて、看護師に必要な基礎知識を習得するための自由科目(看護のための生物・化学、数学、物理学)の開講とチューター教員より受講への推進
- 4) 成績不振者、留年生に対して、GPA が低い学生と保護者を交えた面接の実施。
- 5) 出席情報通知システムの活用。
- 6) 学内ネットワークポータルサイトより指導学生情報(学生カルテ、学籍情報、成績情報、出欠情報、履修情報、申し送り事項)を活用。

- 7) オフィスアワーの設定。
- 8) 早期のチューター面接および指導の実施。
- 9) 各学年の進行に合わせたガイダンスの実施や、ロードマップ、実施要領、目標シート等、学生支援プログラムの作成による学習支援。

2. 生活支援

- 1) 保健管理センターと連携して健康診断、抗体検査、各種予防接種の実施
- 2) 健康状態に問題のある学生の配慮については、学生支援委員会と「保健管理センター」が連携して、個人情報保護を行いながら、健康状態スクリーニングの実施。
- 3) 健康調査票の作成により、学生、保護者、実習施設等との情報共有。
- 4) 心身の健康等への対応のため、同一法人に設置している福岡歯科大学、福岡医療短期大学と共同学生相談室の設置。

3. 進路支援

- 1) 学生ニーズに沿った就職・進学支援の充実を図るため、「キャリア支援室」の設置。
 - (1) 4年間を通じた就職・進路支援活動の実施。
 - (2) 基本的な進路に関する情報を集めた「キャリア支援ハンドブック」、就職活動等のルールを含めた「就職支援の手引き」「就職支援に関する指導Q & A」を作成し、学生の就職・進学を支援するチューター教員と学生に対して配付。
- 2) 学年に応じた支援の実施
 - (1) キャリアイメージを持たせるための企画の実施。
 - (2) タイムマネジメント講座、トークン能力向上講座、就職活動スタート講座、インターンシップ講座、病院選考対策講座等、きめ細かい指導とICTを活用した進路支援の実施。
 - (3) 履歴書作成、面接のポイントや小論文を作成するための講座を開催。
 - (4) 病院面接試験対策として、受験先の病院・施設別に個別体験型指導の実施。
 - (5) 求人情報及び選考試験情報（過去問題等）の公開。

4. 正課外活動

- (1) 2018（平成30）年度に開設したボランティア部が継続的に活動している。
- (2) 「口腔医学」を取り入れた「看護学」を学び“well-being”を実現する」という一貫した教育の姿勢の下、看護の対象である全ての人々に、ボランティアや公開講座などで口腔から全身の健康を守るための様々な取り組みを、教員だけでなく、学生個々の活動として実践している。これらは、同一キャンパス内の福岡歯科大学、福岡歯科大学医科歯科総合病院、福岡医療短期大学、および介護老人保健施設との協力体制が基盤となり推進されているものであり、今後もこの協力体制の下で、本学独自の社会連携・地域貢献活動を継続していくことができると考えている。

5. 学生要望に対応した学生支援

学生生活実態調査を実施し、生活環境、授業・学習、課外活動、ボランティア・社会

貢献、アルバイト、健康（睡眠・食事、悩み・不安、ハラスメント）、情報入手とトラブル、入学、施設・サービス等を調査し、教育支援・教学 IR 室で集計・分析をおこなった調査結果の内容を本学ホームページに掲示している。

② 問題点

1. 学修支援

- 1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育の課題として、1 学年から学習支援を各学年でロードマップに基づき計画的に実施し、合同学習会やグループ学習会では、グループダイナミクスを活用し、一定の効果があつたと考える。しかし、学生に対するきめ細かな指導を行うには、支援体制が十分とはいいがたく、入試情報および入学前教育プログラム（サキドリプログラム）、入学直後に実施するプログラム（GPS アカデミック、ステイトメントテスト）を総合分析し学生情報として、個別指導に活用できるよう検討する必要がある。また、教育の質向上のため教員の教育活動を補助できるティーチング・アシスタントの活用も考慮する。
- 2) 休学・退学者を減らすためには、学業不振者への対策及びメンタルヘルス不調の学生への対応が課題である。
 - (1) 中退率は全国大学平均の退学率（文部科学省調査）と比較して高い水準（7～9%）。
 - (2) 2 年生での退学者および男子学生の退学者の突出。
 - (3) 留年することを契機に、別大学、専門学校や就職を選択。
 - (4) 入試区分別では、公募推薦と一般入試入学者において退学者が多い傾向。
 - (5) 半期休学者は、経済的理由が多く、復学は半数以上。
 - (6) 退学・休学は、病気療養（メンタルヘルス不調）、学力低迷に原因する理由が最も多い。
 - (7) 成績不振者及び休学や退学希望者の進路変更理由の多くには学業不振が背景にある。
 - (8) 手厚い学修・学生生活を支援するチューター制度の再構築。
2. 特待推薦制度として、一般入学試験 A 日程の成績上位 4 名以内を特待生として、年間授業料の 5 割を免除しているが、2021 年 6 月に特待生制度の見直しを行い、対象人数を第 1 学年のみ 4 名から 10 名に拡大し、免除額を 10 割免除、5 割免除、3 割免除の 3 区分設定し、2022 年度 4 月入学生より変更した。

2. 生活支援

- 1) インフルエンザワクチン接種は、1 年から 3 年は実習前までに、学内で計画的に実施。しかし、4 年は自己判断とし近医で接種（実習要件が要因）。
- 2) 精神的な問題がある学生が増加傾向。

3. 進路支援

今後の進路支援の評価の一環として、就職後の適応等を含めたアンケートが必要である。現時点では適応等の評価は難しいが、卒業生の就職施設への調査を検討することが必要である。

4. 正課外活動

COVID-19の影響により、サークル活動の77%が一時活動停止が続いている。令和5年5月8日より「2類相当」から「5類感染症」に移行することにより、活動再開に向けて、サークル活動における感染対策基準の作成を検討する必要がある。

5. 学生要望に対応した学生支援

「学生生活実態調査」の回答や学生が要望した場合でも、実現が不可能なことや対応できていない項目については、学生に対して丁寧に説明することが必要である。

③ 全体まとめ

1. 学修支援

学業不振者及び休学や退学希望者の進路変更理由の多くには、学業不振が背景にあることが、連携する教育支援・教学 IR 室の分析結果より明らかになっている。また、休学・退学希望者の多くはメンタル不調での退学が理由として挙げられている。したがって、成績不振者対策とメンタル対策を並行して実施することが重要な課題である。

学業不振者の対策として、学生および教員アンケートを実施し、チューター教員と学生相互の交流を図り、きめ細かい助言指導を行うため、2022年4月よりチューター制度改革を実施した。1年生より「4年間（通年）持ち上がり制」とし、緊密且つ幅広い問題に対応できるよう分野および部門教員で相互サポートを行い学生を支援していく。

休学や退学希望者対策として、教務委員会、教育支援・教学 IR 室と連携し、入学前に実施する「サキドリプログラム」と「入学試験情報」、入学直後に行う「GPS アカデミック」「プレイスメントテスト」結果を分析して、経年の学修指標（休学・退学）の活用に向けて検討する。

メンタル対策および障がい者支援として、保健管理センターと連携し、福岡歯科大学、福岡医療短期大学、福岡看護大学共通の対策に向けて検討している。

2. 生活支援

インフルエンザワクチンを含め、全学年が負担なく感染防御ができるよう実施計画の見直しを行った。ハラスメント対策は、福岡学園ハラスメントガイドラインに従い、ハラスメントを防止し、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重され、安心できる就学・就業環境を築くため、継続して研修や啓蒙活動を継続する。

3. 進路支援

卒業生一期生が就職して2年目を迎える段階で、開学以来の教育や就職支援体制を検証・評価し、今後の改善に資することを目的として、ディプロマポリシー別の習得度、看護実践能力、能力・業務への意識等について、就職先アンケート実施を検討している。

4. 正課外活動

令和5年5月8日より「2類相当」から「5類感染症」に移行することにより、活動再開

に向けて、サークル活動における感染対策基準の作成し、安全なサークル活動を支援している。

8. 教育研究等環境

【点検評価項目】

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
- ⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

図書館の学術情報サービスにおいては、情報図書委員会で年度ごとに目標と結果を取りまとめ、改善・向上につなげている。2017年度には看護系医療データベースである CINAHL with Full Text (「British Journal of Nursing」、 「Journal of Nursing Education」 など洋雑誌約 5,500 タイトル収録)、メディカルオンライン (和雑誌約 1,400 タイトル収録) を導入し、学修・研究環境を整備した。2018年度には田中健蔵基金からの支援により、看護学・医学の高い専門性を獲得することを目的として、電子図書を 30 冊購入した。2019年には学生・教員からの希望を受け、口腔医学関連図書をテーマ別重点収集対象としてさらに重点的に購入した。2020年度には、2021年度の大学院開学に向けた専門書の購入やデータベースの検討を行なった。2021年度には看護系論文に特化したデータベース最新看護索引 Web を導入した。また、紀要を広く学外に公開するために、2021年度に学術リポジトリを構築した。

研究面においては、2019年10月に福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに本学における「口腔医学」に関する共同研究組織として、口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている(資料 3-11)。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡看護大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、「専任教員」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施するコンプライアンス教育講習会及び研究倫理教育講習会において、不正を防止するための体制及び不正の事例等を説明するとともに関係規則等をホームページで公開している

(資料 8-29、資料 8-30、資料 8-31、資料 8-32、資料 8-33)。

(2) 問題点

昨今の大学を狙った標的型攻撃やサイバー攻撃が高度化・深刻化しているため、セキュリティ対策について定期的に見直しを行っている。

(3) 全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案・実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している(資料 8-1)。

大学設置基準を上回る校地、校舎を配備し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備するとともに、学生の自主学修に資するネットワーク環境及び情報通信技術等機器を整備している。学内 LAN の維持管理においては、開学当初から有線 LAN 及び無線 LAN を整備し、学生自身の情報端末を学内 LAN に接続してキャンパス内でどこでもインターネットが利用できる環境を整備している。

図書館、学術情報サービスの整備については、「口腔医学を取り入れた看護学を学び“well-being”を実現するスペシャリストを養成します」の理念のもと、看護学に関する書籍、口腔医学に関する書籍の積極的な収集を続けている。学術雑誌についても看護系に特化した医療データベースを和雑誌・洋雑誌とも整備している。

国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用や、日本図書館協会、日本看護図書館協会に加入し、学生の学修、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させている。

教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」制度を定めている。

研究倫理及び研究活動における不正使用及び不正行為の防止に関しては、文部科学省等のガイドライン等に基づき、本学の規則等を定め、ホームページで公表するとともに、毎年度実施する講習会の全員受講を義務付けている(資料 8-35)。

今後も引き続き「福岡看護大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

‘22 対応・改善状況

① 長所・特色

・図書館の学術情報サービスにおいては、情報図書委員会で年度ごとに目標と結果を取りまとめ、改善・向上につなげている。2017 年度には看護系医療データベースである CINAHL with Full Text (「British Journal of Nursing」, 「Journal of Nursing Education」など洋雑誌約 5,500 タイトル収録)、メディカルオンライン(和雑誌約 1,400 タイトル収録)を導入し、学修・研究環境を整備した。2018 年度には田中健蔵基金からの支援により、看護学・医学の高い専門性を獲得することを目的として、電子図書を 30 冊購入した。2019 年

には学生・教員からの希望を受け、口腔医学関連図書をテーマ別重点収集対象としてさらに重点的に購入した。2020年度には、2021年度の大学院開学に向けた専門書の購入やデータベースの検討を行なった。2021年度には看護系論文に特化したデータベース最新看護索引 Web を導入した。紀要を広く学外に公開するために、2021年度に学術リポジトリを構築した。医中誌 Web について同時アクセス 4・リモート無の契約としていたが、4年生の看護課題研究の際に利用が多く学生が自由に利用できない状況であったため、2022年度に契約の在り方について検討し、2023年度から同時アクセス無制限、リモート利用可での契約とすることを決定した。

・研究面においては、2019年10月に福岡歯科大学及び福岡医療短期大学並びに本学における「口腔医学」に関する共同研究組織として設置した口腔医学研究センターにおいて、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれの口腔医学プラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組み、2022年12月に「第4回口腔医学研究センターシンポジウム」を開催し、5つの口腔医学プラットフォームの代表者が研究成果を発表したほか、令和4年の同センターを活用した業績の取りまとめを行った。

また、「看護分野における口腔ケア・口腔ケア教育」に関する臨床看護研究を継続的に推進し、日本看護科学学会において、口腔ケアに関するテーマの交流集会在5年連続で採択された。

・研究倫理、研究活動の不正行為に関する取り組みについては、内部監査室と連携し、任意で抽出した研究室を対象として研究データの保存・管理状況の適切性に監査を実施するとともに、関連細則の改正にかかる

② 問題点

・昨今の大学を狙った標的型攻撃やサイバー攻撃が高度化・深刻化しているため、セキュリティ対策について定期的に見直しを行っている。2022年は学内 ICT 環境の改善のために学外からでもメールを見ることができるよう Microsoft365 を導入したが、その際には多要素認証を必須とした。さらに、昨今ウイルス検知の妨げとなる PPAP（パスワード付きファイルを送信した後に別メールでパスワードを送付する方法）について、怪しいメールを学外に出さないようにメール送信時は禁止することとした。

③ 全体まとめ

・本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡看護大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案・実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。

・大学設置基準を上回る校地、校舎を配備し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備するとともに、学生の自主学修に資するネットワーク環境及び情報通信技術等機器を整備している。学内 LAN の維持管理においては、開学当初から有線 LAN 及び無線 LAN を整備し、学生自身の情報端末を学内 LAN に接続してキャンパス内でどこでもインターネットが利用できる環境を整備している。

・図書館、学術情報サービスの整備については、「口腔医学を取り入れた看護学を学び“well-being”を実現するスペシャリストを養成します」の理念のもと、看護学に関する書籍、口腔医学に関する書籍の積極的な収集を続けている。学術雑誌についても看護系に特化した医療データベースを和雑誌・洋雑誌とも整備している。

・国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用や、日本図書館協会、日本看護図書館協会に加入し、学生の学修、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させている。

・教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」制度を定め、3名を採用した。

・研究倫理及び研究活動における不正使用及び不正行為の防止に関しては、文部科学省等のガイドライン等に基づき、本学の規則等を定め、ホームページで公表するとともに、毎年度実施する講習会の全員受講を義務付け、対象者となる研究者等の全員が受講し、うち99%が「よく理解できた。」または「理解できた。」と回答している。

今後も引続き「福岡看護大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

9. 社会連携・社会貢献

【点検評価項目】

- ①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1)長所・特色

福岡看護大学の社会連携・社会貢献の長所は、教育の目的を踏まえ、看護の対象となる人々の住む地域に貢献するとともに、健康長寿社会の実現を目指し、社会に開かれた大学として、口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信するといった点である。また、本学の特色を生かして社会連携・社会貢献は継続的、効果的に実施されており、地域住民、他大学といった社会との良好な関係性を維持することができている点も長所であると考えられる。

本学は、「口腔医学を取り入れた看護学」を学び“well-being”を実現する、という一貫した教育の姿勢の下、看護の対象である全ての人々に、ボランティアや公開講座などで口腔から全身の健康を守るための様々な取り組みを、教員だけでなく、学生個々の活動として実践してきている。これらは、同一キャンパス内の福岡歯科大学、福岡医療短期大学、福岡歯科大学医科歯科総合病院、及び介護保健施設との協力体制が基盤となり推進されているものであり、今後もこの協力体制の下で、本学独自の社会連携・地域貢献活動を継続していくことができると考える。

(2)問題点

今後の課題は、延期となっている「生涯研修プログラム」をCOVID-19の感染状況に応じて実施することである。本学の特色である「口腔医学」を取り入れた「看護学」に関する学びや経験を、看護職者、医療職者へ還元し、口腔から全身の健康を支援するというコンセプトをより広く発信、浸透することが、本学の社会連携・社会貢献の課題になると考える。そのためにも、教育研究上の目的等達成状況を継続的に可視化し、評価・改善を繰り返し実践していく必要があると考える。

(3)全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、建学の精神に則り策定し、明示されている。この方針に基づいて、本学が有する教育研究成果を社会貢献活動として社会に還元することができている。また、社会貢献活動や公開講座などの取り組みを通して、地域住民との円滑な連携が継続していると考えられる。これらの取り組みは、大学の使命としての社会への知の還元という役割を全うしていると判断できる。

また、これまでの実践については、委員会で定期的に点検・評価を行っており、結果の改善・向上に向けた取り組みを行っている。

‘22対応・改善状況

① 長所・特色

本学の社会連携・社会貢献の長所は、口腔医学を取り入れた看護学を学び、その人らしい最適な暮らし well-being を実現できるように、また口腔から全身への健康支援に関する教育研究成果を多くの人々へ継続的に発信することによって、健康長寿社会の実現を目指している点である。特に、本学の特色を生かして地域住民、他大学といった社会との良好な関係性を維持する社会に開かれた大学として社会貢献を継続的、効果的に実施している。

本学は、「口腔医学を取り入れた看護学」を学び“well-being”を実現する、という一貫した教育の姿勢の下、看護の対象である全ての人々に、ボランティアや公開講座などで口腔から全身の健康を守るための様々な取り組みを、教員だけでなく、学生個々の活動として実践してきている。同一キャンパス内の福岡歯科大学、福岡医療短期大学、福岡歯科大学医科歯科総合病院、および介護老人保健施設との協力体制が密であることも本学の特色の一つである。今後もこれらの本学独自の社会連携・地域貢献活動を継続していくことができると考える。そのために、他職種と協調・協働できる実践力、口腔から全身への健康支援ができる実践能力、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力を備えたスペシャリストの育成と産・官・学・民の協働・連携、大学での教育、活動、研究の推進が重要であると考えます。

② 問題点

●「生涯研修プログラム」の実施

→COVID-19の感染拡大のために延期となっていた、近隣医療施設の看護者を対象とした「口腔教育研修会」を2022年度に、まず「基礎編」から開始することができた。2023年度以降も引き続き実施する予定である。

●社会連携・社会貢献の実施の成果を可視化する。

→1) ボランティア活動を含む学生の社会貢献活動に対しての可視化では、学生に社会貢献を通してどのような学びがあったのかを調査し、可視化、評価する予定である。

2) 看護師に対する教育に対しても、実施後のアンケート調査を実施直後、実施後3～6カ月で実施し、可視化し、評価する予定である。

③ 全体まとめ

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、建学の精神に則り策定し、明示されており、教育研究成果を適切に社会に還元できていると考える。社会連携・社会貢献の内容は定期的に社会貢献委員会によって評価されており、PDCAサイクルの中で点検評価され、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

10-(1). 大学運営

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤大学運営を適正かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1)長所・特色

本学では、学長が大学執行部の一員となる役職教員を選考するとともに、学長の下に教育に関する情報収集、分析・企画立案等を行う教育支援・教学 IR 室を設置するほか、資金面でも学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出可能とするなど、学長が教育の改善・改革や教員組織改革等の教学マネジメントを行うにあたりリーダーシップを発揮しやすい体制を整備している。

また、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項について、法人役員、学長をはじめとする役職教職員等により構成される学園連絡協議会において協議し、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一の強化を図り適切な大学運営に努めているほか、法人役員、学長、事務局長及び課長等が構成員である事務連絡会において、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理に取り組んでいる。

組織の活性化については、人事考課制度を事務職員は 2004 年 7 月から、教員は開学した 2017 年 4 月から導入するとともに、管理職である事務課長及び課長補佐を対象に 2013 年度から管理職任期制を導入した。また、業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を 2017 年に制定して、職員の資質向上と能力開発に努めている。

このほか、大学運営体制の強化に向けて、2015 年度に内部監査室を設置し、公正かつ客観的に調査を実施するとともに、その結果に基づき助言・提言を行って、大学運営の質の向上につなげており、今後は更なる業務の適正化・効率化に向け、公的研究費等のリスクアプローチ監査を含めた内部監査の充実・強化を進めていく予定である。

(2) 問題点

なし。

(3) 全体のまとめ

大学運営については、2021年7月に「福岡看護大学 管理運営方針」を定めて明示し、全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学IR室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である第三次中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、今後、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価する予定としており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考えるが、今後は、自己点検・評価委員会によるPDCAサイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実に努めたい。

‘22対応・改善状況

① 長所・特色

本学の理念・目的の達成に向け、具体的かつ実現可能な内容として示す「第三次中期構想」の達成状況及び2022年に受審した大学基準協会の認証評価における評価結果を踏まえて、令和5年からの8年間の長期的ビジョンとして「第四次中期構想」を制定した。

なお、今回の第四次中期構想から、各大学、施設ごとの中期構想として制定し、法人ビジョンとして「安定的な財政基盤を構築し、学生ファーストの学修環境を整備するとともに、最先端の医療・福祉サービスの提供により地域社会に貢献する。」を掲げ、「教育の質の向上」「研究の質の向上」「学生の受け入れ・支援」「社会との連携・貢献」「組織運営」「財務・施設整備」の6つの柱に対して項目立てをし、理念・目的を実現するための取り組みを行っている。

・事務職員の有効活用、個々人の能力開発や適正配置を念頭に、2課体制から1課体制に事務組織を統合した。また、内部監査機能の充実並びに公認会計士（独立監査人）や監事との協力・連携を強化するため、2023年6月から内部監査室に専任職員を配置した。

・大学を取り巻く環境の変化や多様な学生に適切に対応するため、業務上で必要となる知識等の習得のほか、学校保健、教育の現状と課題、その他法令順守等について、計画的か

つ組織的に階層別研修及び専門研修を実施したほか、連携大学や外部団体が開催する外部研修への参加についても促進し、キャリア形成と能力開発に努めた。

・2022年4月1日から「パワハラ防止法」がすべての企業に適用対象が拡大されたことに伴い、規程等を見直して、ハラスメントを行ってはならない旨の方針や防止措置を明確にするともに、ハラスメントに対する厳正な処分や再発防止措置等を明記し、良好な職場環境の維持管理に努めた。

・2022年6月1日施行の改正公益通報者保護法に基づき、保護される対象となる通報者の拡大、公益通報対応業務従事者の選任と守秘義務の設定、通報者探し禁止等を盛り込む規程改正を行い、不正の早期是正や通報者が安心して通報できる通報制度の構築に努めた。

② 問題点

本学の災害に関する危機管理について、想定外の自然災害が多発している現状を踏まえ、同時に被災することが考えられる地震等の大規模災害への対応として、2022年10月に学園全体を対象とした避難訓練及び安否確認訓練を実施した。

③ 全体まとめ

多様化する社会及び学生からのニーズに適切に対応し、円滑かつ効率的に業務を遂行するため、人事考課制度の活用や体系的な研修を通して、教職員の人材育成及び資質向上に積極的に取り組んでいる。また、法令改正に伴い必要となる学内規程の一部改正を的確に行うとともに、監査体制の強化のため内部監査部門に専任職員を配置するなど、コンプライアンスの強化に向けて取り組んでいる。

10-(2). 財務

【点検評価項目】

- ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- ②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

【点検・評価】

(1)長所・特色

本学は2017年の開学以来、入学定員を確保しており、開学4年目の2020年度決算における経常収支差額は7,100万円の収入超過となっている。また、2021年度からは私立大学等経常費補助金が交付されることから、引き続き収入超過となる見込みであり、教育研究活動の遂行と財政確保の両立が図られている。

(2)問題点

本学園の福岡歯科大学校舎（本館・研究棟）、福岡医療短期大学校舎、アニマルセンター、体育館は取得後40年近く経過しており、老朽化が進んでいる。このため、2021年に学校法人福岡学園将来計画委員会を立ち上げ、新キャンパス整備計画の検討を始めているところであるが、本事業には多額の費用がかかるため、財政基盤の強化が必要となる。

(3)全体のまとめ

本学は2017年の開学以来、入学定員を確保しており、開学4年目の2020年度決算における経常収支差額は7,100万円の収入超過となっている。また、2021年度以降、私立大学等経常費補助金が交付されることから、入学定員を確保できれば、収入超過で推移する見込みである。

学園の経常収支差額は2019年度決算までは収入超過で推移していたが、2020年度決算は新型コロナウイルス感染症の影響による医療収入の減及び新病院取得に係る費用の増により、12億4,700万円の支出超過となっている。なお、2021年度は医療収入が増収となっており、経常収支は改善される見込みである。また、2020年度決算における学園の総資産は668億9,500万円で、このうち、第2号基本金引当特定資産に80億円、第3号基本金引当特定資産に235億9,800万円、減価償却引当特定資産に90億円など各種引当特定資産を保有しており、特定資産構成比率63.9%（全国平均23.6%）、積立率102.2%（全国平均71.9%）と高い比率となっている。

このように、本学は教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しており、今後、新キャンパス整備計画に向けた更なる財政基盤の強化を図りたい。

‘22対応・改善状況

① 長所・特色

本学は2017年の開学以来、入学定員を確保しており、開学4年目の2020年度決算以降、経常収支差額は収入超過で推移し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を維持している。

② 問題点

新キャンパス整備計画については、福岡歯科大学校舎（本館・研究棟）、福岡医療短期大学校舎、アニマルセンター及び体育館等の再整備のため、2021年から検討を始めており、本事業に向けた財政基盤の強化を図る必要がある。

③ 全体まとめ

本学は2017年の開学以来、入学定員を確保しており、開学4年目の2020年度決算以降、経常収支差額は収入超過で推移している。今後も入学定員を確保できれば、収入超過で推移する見込みである。

学園の経常収支差額は2019年度決算までは収入超過で推移していたが、2020年度決算以降、支出超過となっている。主な要因は、収入では福岡歯科大学の入学定員未充足による学生生徒等納付金の減、介護老人保健施設の入所者減による付随事業収入の減、支出では病院・記念講堂建設による経費及び減価償却費の増によるものである。一方、2022年度決算における学園の総資産は665億6,100万円で、このうち、第2号基本金引当特定資産に80億円、第3号基本金引当特定資産に236億5,600万円、減価償却引当特定資産に80億5,500万円など各種引当特定資産を保有しており、特定資産構成比率62.8%（全国平均24.4%）、積立率94.7%（全国平均73.1%）と高い比率となっている。

今後、新キャンパス整備計画に向けた更なる財政基盤の強化を図る必要がある。

